

○寒川町生涯学習推進会議設置要綱

平成18年10月1日

改正 平成25年4月1日

平成26年4月1日

注 平成26年4月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 寒川町における生涯学習活動の支援及び推進に関し、広く町民の意見を反映するため寒川町生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進の振興施策に関すること。
- (2) 関係機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 情報の収集、提供及び活用に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に関し、生涯学習調整会議との連携を図ること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員11名以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる関係団体の代表者及び町民のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 推進会議は、必要に応じて、関係者等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、町民部協働文化推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の際、最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平26年4月1日・一部改正)

| 区分(選出領域) | | 選出団体等 |
|----------|--------------------|-------------|
| ライフステージ | 乳幼児期 | 子育て支援センター |
| | 青少年期 | 寒川町小学校校長会 |
| | | 寒川町中学校校長会 |
| | | 神奈川県立寒川高等学校 |
| | 成人期 | 文教大学 |
| 寒川青年会議所 | | |
| 高齢期 | 社団法人 寒川町シルバー人材センター | |
| 推進体制 | 寒川町社会教育委員 | |
| | 公民館生涯学習推進員会議 | |
| 公募 | 町民 | |